

第8章

水資源に関する国際的な取組み

1 世界の水資源の現状と課題

(1) 世界の水資源の現状

1) 世界の水資源の現状－偏在する資源

世界の水問題に焦点を当てた国連開発計画（UNDP）の『人間開発報告書 2006』によれば、地球上にはすべての人に行き渡らせるのに十分なだけの水量が存在しているが、国によっては水の流入量や水資源の分配に大きな差があるという問題点を指摘している。

例えば、世界の淡水供給の4分の1近くは、人口のまばらなシベリアにあるバイカル湖に存在しており、世界の淡水資源の31%を有するラテンアメリカの1人当たりの水の量は南アジアの12倍である。ブラジルやカナダのように、水の流入量が利用量をはるかに上回る地域もあれば、中東諸国のように必要量に大きく及ばない地域もある。

同じ地域内であっても、水資源と人口の分布が全く一致しないことが多い。

例えばサハラ以南アフリカは、地域としてはそれなりに水に恵まれている。しかし、分布状況を考えると様相は一変し、コンゴ民主共和国には同地域の水の4分の1を超える国民1人当たり2万m³以上（日本の1人当たりの年降水総量は約5,000m³/年・人の約4倍）の水が存在する一方で、ケニアやマラウイ、南アフリカなどの国々では水ストレスを感じる限界点を下回っている状況である。

また、このことは同一国内についても当てはまり、例えば中国北部における1人当たりの利用可能な水の量は、南部の4分の1にも満たない。さらに、一人当たりの利用可能な河川水等の量でみると、地域別の人口分布にも大きく影響されることがわかる（表8-1-1）。

表8-1-1 地域別の河川水等の量

	河川水等の量 (km ³ /year)	単位当たりの河川水等の量 (1,000m ³ /year)	
		km ² 当たり	一人当たり
ヨーロッパ	2,900	277	4.24
北米	7,870	324	17.40
アフリカ	4,047	134	5.72
アジア	13,510	311	3.92
南米	12,030	672	38.30
オーストラリア・オセアニア	2,400	268	83.60
合計	42,757	317	7.60

(注) 1. World Water Resources at the Beginning of the 21st Century : UNESCO, 2003) による。

2. ここでは、河川水等の量は「降水量－蒸発散量－地下水浸透分」で計算

2) 世界の水利用の現状－急増する水利用量

UNESCO が発表した『World Water Resources at the Beginning of the 21st Century,2003』によると、1995年（平成7年）における世界の水使用量は約3兆7,500億 m^3 /年となっている。このうち、農業用水が約7割近くを占め、工業用水が約2割、生活用水が約1割である。地域別にみると、アジアでの使用量が最も多く、続いて北米、ヨーロッパの順となっている。また、これを一人当たり水使用量でみると、北米の使用量が最も多く、続いてオーストラリア・オセアニア、ヨーロッパとなっている。一人当たり生活用水使用量でも同様であり、先進国の人口の割合が比較的多い地域で、水が多く使用されている。

また、水使用量の伸びをみると、1995年（平成7年）の水使用量は1950年（昭和25年）の約2.74倍となっており、同期間における人口の伸び約2.25倍より高くなっている。特に生活用水の使用量の伸びは約6.76倍と急増している。さらに、2025年（平成37年）の予測水使用量は1995年（平成7年）の1.37倍、生活用水については1.83倍になると報告されている。

このように、水は地域的に偏在する資源であり、加えて、近年の世界人口の増加、経済の発展、気候変動等により、水資源に関して量的にも質的にも様々な問題点が指摘されるようになってきている。

(2) 世界の水資源問題

1) 量的な面での問題

水需給に関する逼迫の程度（＝水ストレス）を評価する指標として、「人口一人当たりの最大利用可能水資源量」と「年利用量／河川水等の潜在的年利用可能量」がよく用いられる。

前者については、農業、工業、エネルギー及び環境に要する水資源量は年間一人当たり1,700 m^3 とされ、利用可能な水の量が1,700 m^3 を下回る場合は「水ストレス下にある」状態、1,000 m^3 を下回る場合は「水不足」の状態、500 m^3 を下回る場合は「絶対的な水不足」の状態を表すとされている。『人間開発報告書2006』によれば、今日、43ヶ国の約7億人が水ストレスを感じる生活をしており、中東地域は1人当たりの利用可能な水の量の年間平均が約1,200 m^3 と世界で最も水ストレスの高い地域である。また、サハラ以南アフリカ地域の人口の4分の1近くが水ストレス下にある国で生活しており、その割合は上昇傾向にある。

後者については、『世界の淡水資源についての総括的アセスメント』では、水ストレスを「使用量÷河川水等の量」で定義している。指標は0から1の値を取り、1に近いほど最大利用可能な水資源量をほぼ使い切り、高い水ストレス下にある状態を示している。

- ① 世界人口の約8%の人々が河川水等のかなり多くの量がすでに使われている地域（指標値 >0.4 ）に住み、水不足に陥っている。
- ② 世界人口の約4分の1の人々は、河川水等の量に対する使用量の割合が比較的高い地域（ $0.2 \leq$ 指標値 ≤ 0.4 ）に住んでいることから、将来水不足の状態に入る可能性が高い。

いずれの指標も、水ストレスに直面する人口が増加することを示している。

2) 質的な面での問題

病原菌や有害化学物質等の人体に有害な物質を含まない、安全な水の供給等に関しては、国際水会議が1981年から1990年（昭和56年から平成2年）までの10年を「国際飲料水供給と衛生の10年」と宣言し、国連開発計画（UNDP）、国連児童基金（UNICEF）及び世界保健機関（WHO）が中心となり、その推進が図られてきた。しかし、世界保健機関（WHO）と国連児童基金（UNICEF）が発表した『PROGRESS ON SANITATION AND DRINKING WATER : 2112UPDATE』によれば、依然として、約7億8000万人の人々が安全な水の供給を受けることができない状況にあるとされている。

また、世界人口の増加、経済発展等により生活用水使用量が大きく増加するとともに、河川等の水質が悪化している地域も少なくない。

このようなことから、国連は2003年（平成15年）12月、「国連『命のための水』国際行動の10年（2005～2015）」に関する決議を採択し、水は環境保全及び貧困と飢餓の根絶を含む持続可能な開発のために必須であるとし、すでに合意されている様々な国際的な目標を達成するための水関連のプログラム及びプロジェクトを推進することとしている。

(3) 将来的に懸念される世界の水資源問題

1) 量的な面での問題—今後懸念される水需要の増大と水ストレスの高まり—

『World Water Resources at the Beginning of the 21st Century, 2003』によれば、今後は、世界人口の増加（2025年（平成37年）時点で約83億人と予測）、それに伴う生産活動の発展、生活様式の変化等により水の需要量は着実に増加し、2025年（平成37年）には約1.4倍にもなると予測している。水資源は地域的偏在性が高い資源であるため、増加する水需要に対し供給力が追いつかない地域が増加することが予想される。

『人間開発報告書 2006』では、水ストレスの最も高い国々の多くは人口増加率が高く、1人当たりの利用可能な水の量は急速に減少している。現在の傾向をもとに将来の状況を概算すると、水ストレスのある諸国で生活する人の数は、2025年（平成37年）までに30億人を超える可能性があり、14ヶ国が水ストレスの状況から「水不足」の状況へ落ちるとしている。例えば、サハラ以南アフリカでは2025年（平成37年）までに地域一帯で水ストレスが増大して、水ストレス下にある国々で生活する人口の割合が30%強から85%以上に上昇し、中東と北アフリカでは2025年（平成37年）までに水不足の国で生活する人々の割合が90%を超え、中国やインドなど人口の多い国々が、世界の水ストレス国の仲間入りをする予測している。

2) 質的な面での問題

『PROGRESS ON SANITATION AND DRINKING WATER : 2012 UPDATE』によれば、安全な水の供給を受けることのできない人々の割合は、開発途上国においては1990年（平成2年）には世界人口の約30%であったものが、2008年（平成20年）には約14%まで改善された。しかしながら、いまだ約7億8000万人が安全な水の供給が受けられない状況であり、特にサハラ以南アフリカ等では、水と衛生に関するMDGsの達成に向けた一層の取り組みが必要である。

3) 気候変動等による影響

水資源として利用可能な水量は、降水量の変動等により絶えず変化するものであり、また、地域的には、毎年のように発生する大雨・干ばつ等の異常気象が、水の利用可能量に大きな影響を及ぼす。

将来的に懸念される問題点として、例えば人為的な要因による酸性雨や地球温暖化等の気候変動が水資源に与える影響が挙げられる。

IPCC（気候変動に関する政府間パネル）第4次評価報告書（2007年（平成19年）11月）によれば、地球温暖化等の気候変動が地域ごとの水資源に大きな影響を与えると予測されており、今世紀半ばまでに年間平均河川流量と水の利用可能量は、高緯度及びいくつかの熱帯湿潤地域において10～40%増加し、中緯度のいくつかの乾燥地域および熱帯乾燥地域において10～30%減少すると予測されている。

今後も、人間の生活や経済活動、あるいは気候変動の影響などにより水資源の脆弱性が増大することが懸念される。持続可能な方法で水資源を開発、管理していく必要性が増しており、水資源施設の整備とともに、国及び地方の能力を高め、生態系の保全も考慮した総合的水資源管理の実践が喫緊の課題となっている。

こうした気候変動等による水資源への影響や世界の水資源問題の報告を受けて、国民の関心も高まっている。平成20年（2008年）に内閣府が実施した「水に関する世論調査」によると、安全な飲料水、水質汚染、水不足といった世界的な水資源問題に関する認知度が高まっている（参考8-1-1）。さらに、世界的な水資源問題解決のため我が国の技術や経験を活かして援助・協力を行うべきと考える人が圧倒的多数にのぼっている（参考8-1-2、参考8-1-3）。

2 世界の水資源問題に対する取組み

(1) 国連による取組み

水資源に関する国際協力の必要性が高まるなか、我が国は国連における取組みに対して積極的に貢献している。

1) 水に関する国際目標

1977年（昭和52年）にアルゼンチンのマルデルプラタで開催された「国連水会議」が、水問題について議論した最初の大きな国際会議であり、これまで様々な会議が開催されてきた（参考8-2-1）。

2000年（平成12年）9月、ニューヨークで開催された国連ミレニアム・サミットでは、「国連ミレニアム宣言」が採択され、2001年（平成13年）にミレニアム開発目標（MDGs）が定められた。2002年（平成14年）8月には、「国連環境開発会議（地球サミット）」において採択された「アジェンダ21」の実施促進や新たに生じた課題等について論議するために「持続可能な開発に関する世界首脳会議（ヨハネスブルグ・サミット）」が開催され、上記のほか、総合水資源管理及び水効率のための計画を2005年（平成17年）までに策定すること等が「実施計画」に盛り込まれた。

2) 水と衛生に関する諮問委員会 (UNSGAB)

2004年(平成16年)3月22日の国連世界水の日、国連アナン事務総長が国連の新たな諮問機関として「水と衛生に関する諮問委員会」(故橋本龍太郎元内閣総理大臣が初代議長)の設置を発表し、第1回会合(2004年(平成16年)7月)がニューヨーク国連本部において開催された。

その後具体的な行動計画の策定に向けて集中討議が行われ、2006年(平成18年)3月、第4回世界水フォーラムにあわせて開催した第5回会合で「諮問委員会行動計画」を発表した(同年7月の第6回会合で「橋本行動計画」と改名された(参考8-2-2))。

第6回会合(2006年(平成18年)7月)では、「今後は、“国連命のための水国際行動の10年(2005-2015)”との連携を図っていくこと」を取り決め、橋本行動計画を着実に実行していくためには各地域との対話が必要であるとの観点から、「地域対話」と称して、各国政府機関や関係機関の代表者と同委員会のメンバーが自由に議論できる場を第7回会合から設置することとした。

第7回会合(2006年(平成18年)12月)は、「アフリカ地域対話」をチュニジアで開催し、同会合より、オランダのウィレム・アレキサンダー皇太子殿下(現・国王陛下)が議長に就任した。

第8回会合(2007年(平成19年)5月)は上海で「アジア地域対話」を、第9回会合(2007年(平成19年)11月)はコロンビアのボゴタで「中南米地域対話」を、そして2008年国際衛生年での開催となる第10回会合(2008年(平成20年)5月)は東京で開催された。初日の開会式には名誉総裁に就任された我が国の皇太子殿下からお言葉を述べられ、2日目には「日本との対話」が開催された。日本からは政府として外務省、環境省、厚生労働省、国土交通省の代表者並びにJICA及びJBICが参加し、「橋本行動計画」に対する日本の行動について説明した。諮問委員会は、日本が「橋本行動計画」の実現に向けて真摯に取り組んでいることに対して、感謝と歓迎を示した。

第11回会合(2008年(平成20年)11月)は、サウジアラビアのリヤドで「中東地域対話」を、第12回会合(2009年(平成21年)5月)はブルガリアのソフィアで「黒海周辺国との対話」を行った。

第13回会合は、2009年(平成21年)12月にオランダのアムステルダムにおいて開催された。また、2010年(平成22年)1月には2012年までの戦略と目標を示す「橋本行動計画II」を公表した。

第14回会合は、2010年(平成22年)6月にシンガポールにおいて「アジア・太平洋水と衛生担当大臣との対話」が実施された。また第15回会合(2010年(平成22年)11月28日~12月1日)は韓国のソウルにおいて「水と災害に関するハイレベルパネル(HLEP/UNSGAB)メンバーとの対話」「アジア・太平洋国会議員との対話」が実施された。

第17回会合は2011年(平成23年)11月にドイツのボンにおいて、第18回会合は2012年(平成24年)6月にパナマシティにおいて、国連持続可能な開発会議(リオ+20)に向けた「ファイナンス」「水と衛生」「水と災害」などのテーマについての打ち出しの方向性について討議された。

第19回会合は2012年(平成24年)11月にケニア・ナイロビで水・食料・エネルギーに関してハイレベル対話が行われ、2013年(平成25年)3月には「国連水と災害に関する特別会合」が行われた。

第20回会合は、2013年(平成25年)5月にイタリア・ミラノで行われ、国連ポスト2015年開発アジェンダや持続可能な開発目標に関する討議が行われた。

2013年(平成25年)6月には、2006年(平成18年)から議長を務めてこられたオランダのウィレム・アレキサンダー皇太子殿下(現・国王陛下)に代わって、ヨルダンのエル・ハッサン・ビン・タラール王子殿下が議長に就任した。

3) 2008年国際衛生年

2006年(平成18年)12月、日本のイニシアティブで提出された「2008年国際衛生年」決議案が、国連総会本会議において全会一致で採択された。

「2008年国際衛生年」の目的は、改善の遅れが指摘されているトイレや下水処理などの衛生についての人々の意識を啓発し、必要なリソースを動員し、更に全当事者が採るべき行動指針を示すことである。

世界では毎日約4,500人の子供達がコレラ、腸チフス、下痢等の汚水に関連した病気で死亡しており、トイレや下水処理などの衛生分野における世界規模の取組みが求められている。

このような状況に対し、国連「水と衛生に関する諮問委員会」は、「橋本行動計画」を取りまとめ、その中で国際社会は衛生に注意を向けるために「2008年国際衛生年」を国連総会決議で採択するよう呼びかけた。

また、2010年(平成22年)1月、我が国は、「国際衛生年フォローアップ会議」を開催し、その成果を受け、「持続可能な衛生のための5年」実現にむけた世界規模の努力を支援することを目的とした国際衛生年フォローアップ決議案が2010年(平成22年)12月に国連総会で採択された。

4) 持続可能な開発委員会(CSD)

1992年(平成4年)の地球サミット(ブラジル・リオデジャネイロ)のフォローアップを目的として、持続可能な開発委員会(CSD)が毎年開催されている。CSDは、2004年(平成16年)以降2年を1サイクルとして個別のテーマを設定し、集中的な討議を行っており、「水」及び「衛生」については、第1サイクル(2004-2005)のテーマに選ばれた。

2005年(平成17年)4月、ニューヨーク国連本部において持続可能な開発委員会第13回会合(CSD-13)が開催され、前年(2004年)4月のCSD-12で確認された各国の現況を踏まえ、引き続き「水」、「衛生」、「人間居住」のテーマについて、政策オプション、実施計画など今後の更なる取組みについて討議を行い、「決定文書」が取りまとめられた。

2008年(平成20年)の第16回会合(CSD-16)では、CSD-13での水と衛生に関する「決定文書」をレビューするための会合が開催された。

2012年(平成24年)6月には、地球サミットから20年目の節目として、「国連持続可能な開発会議」(リオ+20)がリオデジャネイロで開催され、水と衛生、洪水や干ばつ、水不足への脅威への対応などを含む、持続可能な開発の実現に向けた様々な分野における各国の取組みの指針として、成果文書「我々の求める未来(The Future We Want)」が採択された。

5) 気候変動に関する政府間パネル (IPCC)

近年、世界的に大きく取り上げられている気候変動問題への対応については、これまでも国連機関を中心に様々な取り組みがなされている。世界気象機関 (WMO) と国連環境計画 (UNEP) との協力の下に、1988年 (昭和63年) 11月に設立された「気候変動に関する政府間パネル」(IPCC) では、1990年 (平成2年) の「第1次評価報告書」、1995年 (平成7年) の「第2次評価報告書」、2001年 (平成13年) の「第3次評価報告書」に続き、2007年 (平成19年) には「第4次評価報告書」の各作業部会報告書が順次完成し、同年11月の第27回総会においては各作業部会報告書の内容を分野横断的にとりまとめた第4次評価報告書「統合報告書」が受諾された。

現在、2014年 (平成26年) の完成に向けて「第5次評価報告書」の作成作業が進められている。

6) 国際水文学計画 (IHP)

国連教育科学文化機関 (ユネスコ) による政府間の学術協力会議である IHP (国際水文学計画) は、環境保護を含めた合理的な水資源管理に資する手法の開発および人材の育成を、科学および技術の面から改善させることを目的に設立された機関で、世界的観測網によるデータ収集、世界の水収支の解明、人間活動が水資源に与える影響の解明等に関する事業を実施している。

(2) その他の主な国際的な動き

1) 世界水フォーラム

全地球規模で深刻化が懸念される水危機に対して情報提供や政策提言を行うことを趣旨とし、1996年 (平成8年) に国際機関、学会等が中心となって「世界水会議」(WWC) が設立された。このWWCが中心となって1997 (平成9年) 年以降、3年に1度世界水フォーラムが開催されている。

第1回会合はモロッコのマラケッシュで、第2回会合はオランダのハーグで開催され、同会合では、21世紀に向けた「世界水ビジョン」が策定されるとともに、閣僚宣言が合意された。

第3回会合は、2003年 (平成15年) 3月に我が国の大阪・京都・滋賀において開催され、「閣僚宣言」及び、我が国が主導した「水行動集—Time to Act—」(PWA) が発表された。水行動集は、各国・各国際機関から自主的に提案された水問題解決に向けた具体的な行動を取りまとめたもので、2006年 (平成18年) 1月時点で、48ヶ国及び20の機関から寄せられた合計548件の行動が盛り込まれた。

第4回会合は、2006年 (平成18年) 3月にメキシコにて開催され、持続可能な開発に向けた水問題の重要性等を謳った「閣僚宣言」が採択された。また、我が国が主導した「水行動集 (PWA)」を基礎として、発展・拡大させた「持続可能な開発に関する水行動連携データベース (CSD WAND)」の立ち上げ式が執り行われた。なお、外務省からは水と衛生分野における我が国の援助政策をまとめた「水と衛生に関する拡大パートナーシップイニシアティブ (WASABI)」を発表した。

第5回会合は、2009年（平成21年）3月にトルコのイスタンブールにて開催され、地球規模の課題（人口増加、都市化、気候変動、災害など）に向けて「水の安全保障」を達成することをキーメッセージとして、世界の水問題解決に向けて取り組むべき事項を取りまとめた閣僚声明が採択された。

第6回会合は2012年（平成24年）3月12日～17日にフランスのマルセイユで「Time for Solutions（解決の時）」をテーマに、閣僚級会合（「水関連災害」を含む12のテーマの円卓会合と全体会合）のほか約250のセッション、ハイレベルパネル、地域プロセスなどが開催され、東日本大震災やタイの洪水での国際緊急援助隊の派遣事例等を踏まえた防災パッケージの展開など、水問題の解決のための具体的な行動などについて話し合われた。全体会合では、すべての人々の幸福と健康のための水と衛生に対する権利の実現に向けた取組みの加速、廃水管理の改善、水・エネルギー・食糧安全保障という水関連分野間の相互連携、2015年（平成27年）のミレニアム開発目標達成に向けた水問題に対するガバナンスや資金調達等について、世界の水問題解決を促進するため広く発信していくことなどについて「閣僚宣言」が取りまとめられた。（参考8-2-3）。

第7回会合は2015年（平成27年）に韓国で開催される予定である。

2) ストックホルム世界水週間

世界水フォーラムのほかに、水に関する主要な国際会議として、毎年8～9月にスウェーデンのストックホルムにおいて、世界水週間が開催されている。本会議はストックホルム国際水研究所（Stockholm International Water Institute）の主催により、世界の水問題の関係者が一堂に会して開催されるもので、将来への展望をもって水周辺、水環境の問題を提起することを目的としており、世界中の科学団体によって支援されている。

3) シンガポール国際水週間

2008年（平成20年）よりシンガポール国際水週間（Singapore International Water Week：SIWW）が6～7月にシンガポールにおいて開催されている。SIWWでは、アジア・太平洋地域の水関係代表者によるハイレベル国際会議のほか、展示会「水エキスポ」や各地域の水関連ビジネスなどについてのビジネスフォーラムなどが開催され、日本の企業・団体がこれまで培ってきた最先端の技術やシステム、優良事例の幅広い発信を行ってきているところであり、水に関わる様々な課題克服への貢献と新たなビジネス機会を創出することが期待されている。

（3）我が国の取組み状況

1) アジア・太平洋水フォーラムとアジア・太平洋水サミット

「アジア・太平洋水フォーラム」は、アジア・太平洋地域の水問題解決を目的とするネットワーク組織である。2006年（平成18年）3月の第4回世界水フォーラムの場において橋本龍太郎日本水フォーラム会長（当時）が設立を宣言し、同年9月27日に森喜朗日本水フォーラム会長（元内閣総理大臣）ご出席のもと、正式に発足した。

「アジア・太平洋水サミット」は、同フォーラムの主要活動の1つであり、第1回が、2007年（平成19年）12月に大分県別府市において開催された。同サミットには国連「水と衛生に関する諮問委員会」の名誉総裁である我が国皇太子殿下がご出席され、お言葉を述べられたほか、各国政府首脳級及び国際機関代表等を含めたハイレベルが一堂に会し、21世紀のアジア・太平洋地域における水問題の解決に向けた議論を行い、同地域においては水問題の解決が最優先の課題であるとの共通認識を再確認した。

第2回は、2013年（平成25年）5月にタイ・チェンマイで開催され、国土交通省から松下大臣政務官が「水リスクと回復」の閣僚級テーマ別セッションに参加し、大規模災害から得た国際社会と共有すべき教訓や2015年以降の国連開発目標等についての議論がなされた。また、全体会合では、水と衛生が国際的課題として最優先事項であることに合意し、水および衛生分野への適切な資本の配分をすることを確認した誓約を改めて強調すること、洪水、干ばつ、その他の自然災害による死者数及び経済的損失を削減するという課題に対処するため、国連ポスト2015年開発アジェンダに防災を含めることを奨励することなどを示した「チェンマイ宣言」が採択された。（参考8-2-4）。

2) 第8回アジア・太平洋地域インフラ担当大臣会合

アジア・太平洋地域インフラ担当大臣会合は、同地域のインフラ担当大臣が一堂に会し、インフラ整備のあり方についてトップレベルで意見交換を行う会合である。1995年（平成7年）に日本（当時の建設省）が提唱し、第1回は大阪で開催された。

第8回会合は、「気候変動と水関連リスクへの対応」をテーマとして、気候変動の影響を受けて高まる水関連リスク（洪水、渇水、水質や衛生状態の悪化等）について、既に現れている現象や予測に関する情報を交換・共有するとともに、具体的な対応（適応策）の必要性などが議論された。

3) アジア河川流域機関ネットワーク（NARBO）

2004年（平成16年）2月には、独立行政法人水資源機構、アジア開発銀行及びアジア開発銀行研究所の呼びかけで、アジア河川流域機関ネットワーク（NARBO）が設立された。

NARBOは、アジアモンスーン地域における総合水資源管理達成のための支援を目的として設立された機関で、河川流域機関、水関係政府機関、学術研究機関及び国際機関から構成されており、2013年（平成25年）4月現在、17か国77機関が加入している。事務局本部は水資源機構内にあり、設立以来、東南アジア地域、南アジア地域を対象とした研修（タイ、スリランカ、韓国及び日本で開催）、各種ワークショップ、ニュースレター、ホームページ、流域管理機関同士による姉妹協定、交流促進などのプログラムを実施している（図8-2-1）。（<http://www.narbo.jp/index.htm>）。

4) 水と衛生に関する拡大パートナーシップ・イニシアティブ（WASABI）

2006年（平成18年）3月に開催された第4回世界水フォーラムでは、我が国は、水と衛生に関する我が国ODAの基本方針と具体的取組みを示した政策文書として「水と衛生に関する拡大パートナーシップ・イニシアティブ（WASABI）」を発表し、我が国の水と衛生に関する豊富な経験、知見や技術を活かし、国際機関、他の援助国、NGO等と連携しつつ、開発途上国の自助努力を一層効果的に支援することを表明した。

5) 下水道グローバルセンター(GCUS)

産学官が連携して、わが国の優れた下水道技術の海外展開と世界の水と衛生問題の解決に向けた取組みを推進するために、関係機関と連携して2009年(平成21年)4月に下水道グローバルセンター(GCUS: Japan Global Center for Urban Sanitation 事務局:(社)日本下水道協会)が設立された。

GCUSでは、中国・インド・ベトナム・サウジアラビアを重点国として、国別活動グループを設置し、関係する政府関係機関と大学などの研究機関、民間企業と共同で現地調査や海外政府関係機関とのセミナーを開催し、我が国の下水道技術の海外展開に向けた取組みを推進している。また、我が国の下水道技術の海外展開に向けた戦略分析や国際標準化などの横断的な課題に対しては、課題別活動グループを設置し、検討を進めている。

6) 日本サニテーション・コンソーシアム(JSC)

2009年(平成21年)8月に開催されたシンガポール国際水週間2009において、日本がアジア・太平洋地域の国際拠点(ナレッジハブ)として国際的に承認されたことから、2009年(平成21年)10月に、環境省と連携して、日本サニテーション・コンソーシアム(JSC: Japan Sanitation Consortium)を設立した。

JSCでは、アジア太平洋地域の衛生関係の国際機関をネットワークする国際拠点として、国際的なネットワーク活動やシンポジウムの開催などを通じてアジア・太平洋地域の水と衛生問題の解決に向けた施策を推進している。2010年1月には、国連の国際衛生年をフォローアップする国際衛生年フォローアップ会議において、アジア開発銀行と共同で「最適な衛生技術」のセッションを主催し、世界の衛生分野の拠点としての役割を発揮している。



7) 海外水インフラ PPP 協議会

海外における上下水道の整備、運営・管理は、今後も大きな需要が見込まれ、2025年（平成37年）には約80兆円規模の市場に成長する見通しであるが、日本企業は優れた技術を持つものの、運営・管理を含むトータルマネジメントの実績は少ない状況である。

このため、上下水道など海外の水インフラプロジェクトに関して、官民による情報の共有・交換を行うための場として国土交通省では「海外水インフラ PPP 協議会」を設置（2010年（平成22年）7月6日）し、水源確保から上下水道事業までの水管理をパッケージとして捉え、官民共同セミナーを開催するなど、官民連携による海外展開に向けた取組みを積極的に推進している。